

堺市インフルエンザ予防接種の実施に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者に係るインフルエンザの発病防止及びり患時の悪化の防止を図るため、予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき、インフルエンザ予防接種（以下「予防接種」という。）を実施することについて必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 予防接種は、本市が主体となって実施する。

(実施期間)

第3条 予防接種の実施期間は、10月1日から翌年1月31日までの間とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することがある。

(対象者)

第4条 この要綱により予防接種を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本市の区域内（以下「市内」という。）に住所を有する65歳以上の者
- (2) 市内に住所を有する60歳以上65歳未満の者のうち、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能に係る障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に係る障害を有し、その障害の程度が1級程度のもの
- (3) 市内に住所を有しない65歳以上の者（大阪府の区域内（以下「府内」という。）に住所を有し、かつ、第5条に規定する実施機関に入院し、又は入所している者に限る。）のうち、住所地の市町村長から、市長又は実施機関宛の予防接種依頼書の発行を受けたもの
- (4) 市内に住所を有しない60歳以上65歳未満の者（府内に住所を有し、かつ、第5条に規定する実施機関に入院し、又は入所している者に限る。）のうち、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能に係る障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に係る障害を有し、その障害の程度が1級程度のものであって、住所地の市町村長から、市長又は実施機関宛の予防接種依頼書の発行を受けたもの

2 予防接種の実施回数は、対象者1人につき毎年度1回限りとする。

(実施機関)

第5条 予防接種は、本市が指定する実施協力医療機関並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設、同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム及び介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設のうち、本市が指定するもの（以下「実施機関」という。）において実施するものとする。

(予防接種の申込み)

第6条 予防接種を受けようとする者は、実施機関において、申し込むものとする。

(自己負担金)

第7条 予防接種を受けた者は、実施機関に対し1,500円を支払わなければならない。

(自己負担金の免除)

第8条 市長は、対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条に規定する自己負担金を免除することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている場合
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている場合
- (3) 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第4条第1項の規定による市長の認定を受けている場合
- (4) 市町村民税が非課税の世帯に属する場合

(無料受診券の交付等)

第9条 前条の規定により自己負担金の免除を受けようとする者は、あらかじめ市長に堺市インフルエンザ予防接種自己負担金免除申請書（様式第1号）により申請し、堺市インフルエンザ予防接種無料受診券（様式第2号。以下「無料受診券」という。）の交付を受けるものとする。

- 2 前項の申請書には、自己負担金の免除を受けようとする事由を証する書類を添付しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、無料受診券を申請者に交付するものとする。
- 4 前項の規定により無料受診券の交付を受けた者は、予防接種を受けようとするときは、あらかじめ実施機関に無料受診券を提出しなければならない。
- 5 所管部長は、申請手続の利便性の向上、事務処理の効率化その他特に必要があると認めるときは、様式第1号又は様式第2号の規定にかかわらず、別に様式を定めることができる。
- 6 第1項の規定にかかわらず、前条各号のいずれかに該当する対象者は、予防接種を受けようとするときに第2項に規定する添付資料を実施機関に提示することにより、同条の規定による自己負担金の免除を受けることができる。

(委任)

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成13年11月20日から施行する。
(令和4年度における予防接種の実施に係る特例)
- 2 令和4年度における予防接種の実施に係る第3条の規定の適用については、同条中「10月21日」とあるのは、「10月7日」とする。
- 3 令和4年度における予防接種の実施に係る第5条の規定の適用については、同条中「本市が指定する堺市医師会実施協力医療機関」とあるのは、「本市が指定する実施協力医療機関」とする。

4 令和4年度における予防接種の実施については、第7条から第9条までの規定は、適用しない。この場合において、対象者は、対象者であることを証する書類を実施機関に提示することにより、無料で予防接種を受けることができるものとする。

(令和3年度における予防接種の実施に係る特例)

5 令和3年度における予防接種の実施に係る第5条の規定の適用については、同条中「本市が指定する堺市医師会実施協力医療機関」とあるのは、「本市が指定する実施協力医療機関」とする。

(令和2年度における予防接種の実施に係る特例)

6 令和2年度における予防接種の実施に係る第3条の規定の適用については、同条中「10月21日」とあるのは、「10月7日」とする。

7 令和2年度における予防接種の実施に係る第5条の規定の適用については、同条中「本市が指定する堺市医師会実施協力医療機関」とあるのは、「本市が指定する実施協力医療機関」とする。

8 令和2年度における予防接種の実施については、第7条から第9条までの規定は、適用しない。この場合において、対象者は、対象者であることを証する書類を実施機関に提示することにより、無料で予防接種を受けることができるものとする。

附 則

この要綱は、平成14年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、改正前の堺市インフルエンザ予防接種の実施に関する要綱の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、適宜修正の上、改正後の堺市インフルエンザ予防接種の実施に関する要綱の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。